

静 情 審 第 3 2 号
平成29年12月27日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成 様

静岡県情報公開審査会
会長 牧田 晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年4月6日付け本事管第6号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

実施機関が運営する病院で死亡した配偶者の医療事故調査に係る公文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第213号）

別紙

1 審査会の結論

地方独立行政法人静岡県立病院機構の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年8月29日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求（請求1から請求5まで）を行い、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成28年10月12日、実施機関は、別記2の文書1から文書5（文書1から文書5までを合わせて「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号、第5号及び第6号並びに第11条第2項に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年1月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月4日、実施機関は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、非開示とされた部分の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、2(1)の開示請求以前、平成〇年〇月〇日に静岡県立総合病院（以下「病院」という。）に対し、審査請求人の亡夫に関する診療上作成された資料についていわゆる「カルテ開示」を申し込み、〇月〇日にはそれらを手に入れ、また、〇〇市長から、平成〇年〇月〇日付け個人情報開示決定通知書により病院の診療報酬明細書（平成〇年〇月分）の開示を受けている。
- (2) 平成〇年〇月〇日付けで実施機関の運営する病院に設置された医療事故調査委員会が作成した報告書が遺族にも手渡されているが、調査手続に問題があり、内容としても検討が十分になされていないなどの問題がある。
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の10第2項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の10の3第2項の規定に基づき、病院の管理者は遺族に対して医療事故が発生した状況等について説明を行う必要がある。
- (4) 審査請求人は、県の実施機関が行政を遂行する過程で発生させた医療事故により、最愛の夫を失った妻（遺族）である。大切な家族を失った遺族は、医療事故

の詳細、とりわけその原因、今後の再発防止策を知りたいと心から願っている。

- (5) 開示請求したのは一般論ではなく、あくまでも本件に限定したものであり、審査請求人は、当然のことながら、本件死亡事故に限定したものについて開示を求めている。遺族は個人情報保護法等によって開示を受ける地位にある。
- (6) 平成〇年〇月〇日付け医療事故調査報告書によれば、術者Aは、開腹結腸再建術の経験がわずか2件しかなく、文書1によって本件事故について主治医がどのように考えたかを知ることができ、主治医が本件手術を担当する力量があったかどうか等を検証し、再発防止のための教訓を共有するという意味でも重要である。
- また、文書1はいわゆるカルテに準ずる文書であるから、遺族としての知る権利、カルテ開示請求権によって開示されてしかるべきものである。
- (7) 文書2に関し、依頼文書が仮にないとすると、院外委員が公正に選任されたのか不明となり、恣意的な人選がなされたということも考えられる。電話聴き取り記録等も一切存在しないのであろうか。公的機関が公的団体に対し文書で事案の概要も伝えず、事案にふさわしい外部委員の推薦依頼をすることはあり得ないし、何らかの文書が作成されているはずである。
- (8) 文書3について、実施機関は、非開示とした根拠を条例第7条第5号としているが、この文書は病院内の文書であるから第5号に該当しない。また、同条第6号も適用しているが、審査請求人に文書3を開示したからといって、医療安全の業務に支障を及ぼすおそれはない。かえって文書が開示されることによって、公正さ、適正さが確保されるようになり、医療の安全に関する業務も発展する。
- また、文書3については、部分開示もできないという根拠が示されていない。
- (9) 文書4について、実施機関は、条例第7条第2号を根拠に非開示としているが、(8)と同様の理由で開示されなくてはならない。本件は、家族にとってだけではなく、医療機関の医師等にとっても予期しない死亡事故であって、医療法に基づき院内に設置された医療事故調査委員会において死亡の原因の究明が公正になされるべき場面で、どのような論点が示されていたのかということについては秘匿すべきことからはではない。医療事故調査委員会に対しどのような論点を示していたかということは、公正かつ的確に調査をしたかどうかを検証する場面では欠かすことができない。加えて、論点は客観的なものであり、カルテ等についても、本件の場合、条例第7条第2号及び第6号には当たらない。
- (10) 文書5は、テープ起こしされたもののうち冒頭のごく一部が開示されたにすぎない。実質的な意見交換に先立ち、客観的な資料に基づく説明と検討すべき論点の提示がなされたはずである。議事録のうち、上記に関する部分については開示されたとしても「出席者の率直な意見交換等が不当に損なわれる」ことも「不当に誤解を与えるおそれがある」こともない。客観的に見て、医療事故の調査が公正に行われたものであることを明らかにするためには、上記についての開示は欠かせない。

- (11) 審査請求人は、夫の診療の経過等が記載されたカルテ等の写しを開示され入手済みであり、本件の場合は条例第7条第2号ただし書アに該当すると考えられる情報である。また、審査請求人の亡夫の生命が侵害された事故に関わる資料であるから、可能な限り公開されることによって再発防止を図ることが期待できる文書であるから、ただし書イにも該当する。
- (12) 憲法上の知る権利並びに医療法等に定められた制度の趣旨や個人情報保護法や、情報公開法の趣旨を踏まえるならば、本件開示請求については極力、開示の範囲を拡大していく方向で答申がなされなければならない。
- (13) 審査会においては、条例の目的に沿って、開示部分の拡大を答申すべきであり、乱暴に、一律に、一切の文書を非開示とするようなことがあってはならない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が諮問書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は、実施機関が運営する病院で受療していた患者である審査請求人の亡夫が手術後に死亡し、医療事故調査委員会による調査が行われた医療事故に関連するものである。
- (2) 医療合併症報告書とは、医療に起因する合併症が発生したときで、医療行為等（不作為を含む）により、後遺障害を生じた、又はその可能性がある場合、若しくは死亡した場合に、医師等が病院（医療安全室）に提出するものであり、合併症の発生日、内容、経過、現状、予想される転帰、考えられる原因・背景等が記載されている。当該文書は、医療安全室が主治医等から事案の概要を把握するとともに、その後の調査・検討を行うために使用される。

文書1は、審査請求人の亡夫の手術後に後遺障害を生じ又は死亡する可能性が高い合併症が発生したため作成されたものであり、審査請求人の亡夫の氏名及び前掲の内容が簡潔に記載されている。
- (3) 請求2に相当する文書としては、審査請求人の亡夫に係る医療事故調査委員会について、本件医療事故の関連領域の専門家の観点から審議に参加される院外委員を委嘱するため、病院が関連領域学会である日本消化器外科学会に院外委員の派遣を依頼する文書が想定される。

本件医療事故に係る医療事故調査委員会の院外委員は、同学会を介して選出しているが、その方法は、同学会事務局と病院で調整の上、同事務局の推薦を受けて病院から院外委員に就任する大学教員へ依頼文書を直接発出しており、同学会宛の院外委員の派遣依頼文書は作成されていない。
- (4) M&Mカンファレンスの提出資料とは、医療合併症による死亡事例等が発生したときに、院内の関係する医師や看護師など医療従事者及び医療安全の業務関係者により開催される同カンファレンスにおいて使用されるものであり、当該事例の患者

概要、治療の経過及び死の転帰等が時系列に記載されている。

文書3として特定したのは、○月○日に開催されたM&Mカンファレンスの提出資料で、審査請求人の亡夫の病名、既往歴及び病院への受診から手術を経て死亡するまでの治療の経過及び死の転帰等が時系列に記載されたものである。

- (5) 文書4は、「静岡県立総合病院医療事故調査委員会規程」に基づき、病院の医師等職員や外部の学識経験者等により構成され、病院内で発生した、医療法に基づく医療事故調査・支援センターへの事故報告を必要とする医療事故等について、原因を明らかにするために事実確認及び調査を行い、対策を講じることにより再発の防止を図ることを目的として開催されている医療事故調査委員会の審議に係る準備・検討のための資料として院外委員に送付したものである。

具体的に特定したのは、送付資料の一覧、○月○日開催の同委員会の資料一覧、論点、経時記録、検査データ及び手術記録等の一式であり、審査請求人の亡夫の氏名、診療の経過等が含まれている。

- (6) 医療事故調査委員会の議事録には、日時及び場所、出席者の職氏名、患者名、検討される事例の概要及び議事詳細が記載されている。

文書5は、○月○日に開催された同委員会の議事録及び議事次第であり、議事録には日時・場所、出席者の所属及び職氏名等の同委員会の開催概要や各出席者の発言内容等が記載され、議事次第には日時・場所、次第及び同委員会の論点が記載されている。

- (7) 非開示とした情報、根拠規定及び当該規定を適用した理由は別記3のとおりである。

- (8) 審査請求人は、遺族として知る権利があることなどから、本件対象公文書のうち、条例第7条第2号、第5号又は第6号に該当するとして非開示とした部分について開示するよう求めている。また、本件請求は全くの第三者が他人に関わる公文書の開示を求めているのではなく、遺族が亡夫の診療に関する情報についてその限りで請求しているのであり開示されてしかるべきであるなどと主張している。

しかし、本件請求の内容は審査請求人の亡夫の医療事故に関する記録等を求めるものであることから、通常は条例第10条の規定により開示請求の拒否もあり得るところ、実施機関において、遺族への説明の際に、情報公開請求があれば検討する旨を説明した経緯や本件医療事故の遺族からの請求であることが明らかであったことから、審査請求人の亡夫に係る対象公文書を特定して開示したものである。条例に基づく公文書開示請求である以上、本件対象公文書に記録された情報の開示の可否は、開示請求者の属性にかかわらず、請求の対象となった情報の内容により判断するものであるため、審査請求人が開示すべきとする部分はいずれも非開示情報に該当するものである。

また、他制度において知り得た情報であるか否かは、条例に基づく公文書開示請

求制度における開示可否の判断を左右するものではない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

実施機関は、別記1の開示請求を受け、請求1から請求5までのいずれについても、審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡した件に係る別記2の公文書を特定している。

開示請求書には、請求1に「本件で主治医作成のもの」と付記されていたり、請求3及び請求4に開催されたとされる会議の日付が付記されているにとどまり、開示請求書自体には審査請求人の亡夫の氏名は明記されていない。

しかし、実施機関は、本件開示請求に至るまでの間に実施機関と審査請求人とのやりとりがあり、その過程で本件開示請求が審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡した件に係る情報の開示を求めていたことを踏まえて対応したと主張している。

この点、審査請求人も、審査請求書及び意見書において、開示を請求しているのが審査請求人の亡夫に関するものであることを明らかにしており、実施機関が本件対象公文書を特定したこと自体を争っていない。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件対象公文書を特定し、その一部を非開示とする本件処分を行っていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

ア 本件開示請求は、審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療後に死亡したことに係る医療合併症報告書、医療事故調査委員会の外部委員として特定の診療科目に係る学会宛てに派遣を依頼した際の文書、院内の医師、看護師を対象としたカンファレンスの提出資料及びリスト、医療事故調査委員会の外部委員に提出された資料及びリスト、医療事故調査委員会の議事録及び議事次第の開示を求めるものであることから、本件対象公文書の存否を答えることは、審査請求人の亡夫が実施機関の運営する病院で受療した事実及び死亡した事実の有無等（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

イ 本件存否情報については、審査請求人の亡夫という特定の個人に係るものであるから、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報に該当するものと認められる。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について検討すると、当審査会事務局職員をして確認させたところ、実施機関におけるカルテ開示の指針（静岡県立病院診療録等の開示に関する指針（平成23年規程第4号））では、開示を求めるこ

とができるのは、本人やその法定代理人、遺族等の特定の者に限られているため、何人も入手することができるものとはいえ、他に実施機関の運営する病院で受療した事実や受療した後に死亡した事実の有無について、公にする法令等の規定や慣行の存在も認められないため、本件存否情報は、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、本件存否情報につき、条例第7条第2号ただし書イに該当する事情も存せず、かつ、公務員等の職務の遂行に係る情報でもないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

エ 以上のとおり、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるので、本件開示請求については、条例第10条の規定に基づき、拒否することが適当な事案であったと認められる。

オ しかしながら、本件の場合、実施機関は、本件処分において本件対象公文書を特定し、その一部を開示する決定を行っており、本件存否情報を開示した状態となっている。このような場合においては、改めて本件処分を取り消して条例第10条の規定を適用する意味はないことから、本件処分は結論において妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、上記判断は、何人に対しても開示請求権を認め、非開示情報該当性の判断に当たって開示請求者の属性を考慮しない公文書開示請求制度に係るものである。

本件については、実施機関としても、法令等に基づき、可能な範囲で審査請求人に対して情報提供を行っているものと思われる。しかし、本件請求の経過を踏まえると、公文書開示請求制度の趣旨や制度上の限界なども含め、通例の事案にも増して丁寧な説明が必要であったといえる。

今後、医療事故調査制度に係る事案の蓄積などにより、遺族への情報提供が円滑になされるようになっていくことが期待される。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

- 請求1 医療合併症報告書（本件で主治医作成のもの）
- 請求2 日本消化器外科学会宛の外部派遣依頼書
- 請求3 ○/○にM&Mカンファレンスをやっているが、提出された資料及びそのリスト
- 請求4 ○/○に開催された医療事故調査委員会の外部員に提出された資料とそのリスト（表題、文章の種類を示すもの）
- 請求5 医療事故調査委員会の議事録、議事次第（何時から何時まで）

別記2 実施機関が特定した公文書（「本件対象公文書」）

- 文書1 医療合併症報告書
- 文書2 日本消化器外科学会宛の外部派遣依頼書
- 文書3 ○月○日のM&Mカンファレンスの提出資料及びリスト
- 文書4 ○月○日の医療事故調査委員会の外部委員に提出された資料及びリスト
- 文書5 医療事故調査委員会の議事録（テープおこし）及び議事次第

別記3 実施機関が開示しないこととした部分

非開示部分	根拠規定	左の規定を適用した理由
文書1の全部	第7条第2号、第5号、第6号	<p>審査請求人の亡夫の氏名、合併症の経過等が記載されており、特定の個人を識別することができ、又は個人の人格に密接に関わる情報である。また条例第7条第2号のただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>病院内部の率直な意見交換に直接使用する目的で作成された資料であり、公にすることで率直な意見交換等が不当に損なわれ、又は未成熟な情報であって不当に県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。</p> <p>また公にすると、主治医から率直な報告が病院にされにくくなるなど医療安全の業務に支障を及ぼすおそれがある。</p>
文書2の全部	第11条第2項（文書不存在）	<p>院内委員の派遣については、委員に就任する大学教員へ依頼文書を直接発出したため、同学会に宛てた院外委員の派遣依頼文書は作成されておらず存在しない。</p>

文書3の全部	第7条第2号、第5号、第6号	<p>審査請求人の亡夫の診療の経過等が記載されており、個人の人格に密接に関わる情報である。また条例第7条第2項のただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>病院内部の率直な意見交換に直接使用する目的で作成された資料であり、率直な意見交換等が不当に損なわれ、又は未成熟な情報であって不当に県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。</p> <p>また公にすると、関係する医療従事者その他の職員による率直な意見交換が損なわれるなど医療安全の業務に支障を及ぼすおそれがある。</p>
文書4の資料一覧及び次第を除く全て	第7条第2号、第6号	<p>論点、看護記録等及びカルテ等であり、患者の氏名、診療の経過等が記載されており、特定の個人を識別することができ、又は個人の人格に密接に関わる情報である。また条例第7条第2項ただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>また、論点は、交渉や争訟に係る事務に関して地方独立行政法人の当事者としての地位を不当に害するおそれがある。</p>
文書5のうち、1頁目の開催日時、開催場所、出席者のうち院内の職名部分を除く全て	第7条第2号、第5号、第6号	<p>院外委員の所属及び氏名は、特定の個人を識別することができる。また条例第7条第2項のただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>院外委員の氏名は、公にすることで不当に外部からの圧力、干渉等により内部の自由かつ率直な意見交換が妨げられるおそれがある。</p> <p>審査請求人の亡夫の氏名、診療の経過等の内容は、特定の個人を識別することができ、又は個人の人格に密接に関わる情報である。また条例第7条第2項ただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>出席者の発言等は、率直な意見交換等が不当に損なわれ、又は未成熟な情報であって不当に県民等に不正確な理解や誤解を与えるおそれがある。また公にすると、委員間の率直な意見交換が損なわれるなど、医療安全の業務に支障を及ぼすおそれがある。</p>

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
平成 29 年 4 月 11 日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成 29 年 5 月 10 日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成 29 年 5 月 29 日	審議	第 308 回
平成 29 年 6 月 26 日	審議	第 309 回
平成 29 年 7 月 31 日	審議	第 310 回
平成 29 年 8 月 28 日	審議	第 311 回
平成 29 年 9 月 27 日	審議	第 312 回
平成 29 年 10 月 31 日	審議	第 313 回
平成 29 年 11 月 28 日	審議	第 314 回
平成 29 年 12 月 26 日	審議	第 315 回
平成 29 年 12 月 27 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第 308 回～第 315 回
大 原 和 彦	弁護士	第 313 回～第 315 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 308 回～第 312 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 308 回、第 309 回、 第 311 回～第 315 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 308 回～第 315 回
望 月 律 子	静岡県訪問看護ステーション協議会 会長	第 308 回～第 315 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第 308 回～第 315 回